

クボタグループ人権方針

クボタグループは人権に関して、国際規範を支持し、すべての人類が享有する権利として尊重することを、ここにクボタグループ人権方針として宣言します。クボタグループは「ビジネスと人権に関する指導原則」に示された手順に則って、自らの事業活動から影響を受けるすべての人々の人権を尊重します。

1. 基本的な考え方

クボタグループは基本的人権について規定した「国際人権章典」（「世界人権宣言」ほか）、および「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」※に加え、賃金や労働時間など労働者的人権に関する諸条約、また人権に関わる国際行動規範を支持し、尊重します。また、国連グローバル・コンパクトの 10 原則を支持し、尊重します。本方針はクボタグループの行動憲章および行動基準、ならびに社内方針・規則等に基づく人権尊重の取り組みを約束するものです。

※ 中核的労働基準である「児童労働の禁止」「強制労働の禁止」「差別の撤廃」「結社の自由・団体交渉権の承認」「安全で健康的な労働環境」の尊重を含みます。

2. 適用範囲

この方針はクボタグループで働くすべての役員と従業員に適用します。また、クボタグループの事業、製品、サービスに関係する、すべての取引関係者等にも本方針を理解し支持していただくことを期待します。

3. 人権尊重の責任

クボタグループは、自らの事業活動が直接的または間接的に人権への負の影響を及ぼす可能性のあることを理解し、自らの事業活動から影響を受ける人々の人権を侵害しないこと、自らの事業活動において人権への負の影響を引き起こしまたはこれを助長した場合には、是正に向けた適切な対応をとることにより人権尊重の責任を果たします。取引関係者等による人権への負の影響が、クボタグループの事業、製品、サービスに関連していることが疑われる場合には、再発を防止するために、当該関係者とともに適切な対応をとります。

4. 人権デューディリジェンス

クボタグループは、自らの事業活動やその取引関係によって、人権への負の影響を引き起こしあるいは助長し人権への負の影響を与える可能性をいち早く理解し、また特定し、これに適切に対処したいと考えます。クボタグループでは国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、人権デューディリジェンスを継続的に実施します。

5. 対話

事業活動やバリューチェーンにおいて人権に負の影響を与える可能性を検討するリスクアセスメントをはじめ、グループ内外の人権ライツホルダーとの対話を通じて、顕著な人権課題への理解を深め、人権尊重の取り組みに活用します。労働の権利を保障し、ライツホルダー個人および団体との対話を尊重します。また人権について見識を持つ第三者とも適宜対話を図ります。

6. 教育・研修

人権への関心や理解を深め、職務において適切な行動が取れるよう、クボタグループのすべての役員、従業員に対して継続的に研修を実施します。あわせて取引関係者等に対しても本方針の理解獲得に向けた取り組みに努めます。

7. 救済

クボタグループの事業活動が、人権への負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合、あるいは取引関係等を通じた関与が明らかになった、また関与が疑われる場合には、その影響の防止や軽減など権利回復を含む救済措置を講じます。

8. 責任者

本方針の実行において人事・総務本部長を責任者とし実施状況を監督します。またクボタグループリスクマネジメント委員会（委員長：社長）がその活動の報告を受け監視し適宜指示を行います。

9. 情報の開示

クボタグループの人権に関する取り組みについて、関係者への必要な配慮を講じたうえ、クボタグループウェブサイトなどで適宜開示します。

10. 適用法令

クボタグループは、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。国際的に認められた人権と各国の法令やその執行に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権の原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

当クボタグループ人権方針は 2023 年 12 月 19 日に株式会社クボタ取締役会にて承認、決議されました。

ここに、グループを代表する株式会社クボタ代表取締役社長の署名とともに、すべてのステークホルダーの皆さんに向け宣言し、開示します。

2023 年 12 月 19 日

北尾 裕一

北尾 裕一

株式会社クボタ
代表取締役社長